

令和8年9月20日執行

桑折町議会議員補欠選挙

選挙公営
(公費負担)
届出記載例

桑折町選挙管理委員会

○目次

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

選挙運動用自動車使用契約書	・ ・ ・	2
選挙運動用自動車の使用の契約届出書【第 1 号様式】	・ ・ ・	4
選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【第 10 号様式】	・ ・ ・	5
請求書（選挙運動用自動車の使用）【第 15 号様式】	・ ・ ・	6
請求内訳書【第 15 号様式 別紙その 1】	・ ・ ・	7

選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約による自動車の借入れ）

選挙運動用自動車賃貸借契約書	・ ・ ・	9
選挙運動用自動車の使用の契約届出書【第 1 号様式】	・ ・ ・	11
選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【第 10 号様式】	・ ・ ・	12
請求書（選挙運動用自動車の使用）【第 15 号様式】		13
請求内訳書【第 15 号様式 別紙その 2】	・ ・ ・	14

選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約による燃料代）

選挙運動用自動車燃料供給契約書	・ ・ ・	16
選挙運動用自動車燃料代確認申請書【第 4 号様式】	・ ・ ・	18
選挙運動用自動車使用証明書(燃料)【第 11 号様式】	・ ・ ・	19
請求書（選挙運動用自動車の使用）【第 15 号様式】	・ ・ ・	20
請求内訳書【第 15 号様式 別紙その 2】	・ ・ ・	21

選挙運動用自動車の使用（運転手）

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約による運転手の報酬）

選挙運動用自動車運転契約書	・ ・ ・	23
選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【第 12 号様式】	・ ・ ・	25
請求書（選挙運動用自動車の使用）【第 15 号様式】	・ ・ ・	20
請求内訳書【第 15 号様式 別紙その 2】	・ ・ ・	27

選挙運動用ビラの作成

選挙運動用ビラ作成契約書	・ ・ ・	29
選挙運動用ビラ作成の契約届出書【第 2 号様式】	・ ・ ・	30
選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【第 5 号様式】	・ ・ ・	31
選挙運動用ビラ作成証明書【第 13 号様式】	・ ・ ・	32

請求書（選挙運動用ビラの作成）【第 16 号様式】	・ ・ ・	33
請求内訳書【第 16 号様式 別紙】	・ ・ ・	34
選挙運動用ポスターの作成		
選挙運動用ポスター作成契約書	・ ・ ・	36
選挙運動用ポスター作成の契約届出書【第 3 号様式】	・ ・ ・	37
選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【第 6 号様式】	・ ・ ・	38
選挙運動用ポスター作成証明書【第 14 号様式】	・ ・ ・	39
請求書（選挙運動用ポスターの作成）【第 17 号様式】	・ ・ ・	40
請求内訳書【第 17 号様式 別紙】	・ ・ ・	41

選挙運動用自動車の使用

(ハイヤー・タクシー)

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合)

選挙運動用自動車使用契約書

桑折町議会議員補欠選挙候補者**桑折 太郎**（以下「甲」という。）と**株式会社桑折運送**（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の使用について、次のとおり契約する。

（使用目的）

第1条 本契約は、公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用することを目的とする。

（使用車種及び登録番号）

第2条 使用する選挙運動用自動車の車種及び登録番号は次のとおりとする。

(1) 車 種 **トヨタ ステーションワゴン**

(2) 登録番号 **福島330 あ ・ 710**

契約期間は最大で選挙運動期間（立候補届出日から選挙期日の前日）となります。*最短1日での契約も可

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和**8**年**9**月**15**日から令和**8**年**9**月**19**日までとする。ただし、投票を行わないこととなった時は、その事由を生じた日までとする。

（契約金額）

第4条 選挙運動用自動車の使用料は、金**〇〇〇〇**円（うち消費税及び地方消費税の額**□□□**円）とする。

（内訳1日につき**△△△△**円（うち消費税及び地方消費税の額**□□□□**円）×**5**日間）

（請求及び支払）

第5条 本契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙第93条の規程により桑折町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、桑折町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき桑折町に請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が桑折町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により桑折町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

（その他）

第6条 本契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 8 年 9 月 1 0 日

※契約は告示日前でも可能

甲 桑折町議会議員補欠選挙候補者

住所 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下 2 2 番地の 7

氏名 桑折 太郎

※戸籍名。通称名不可。

乙 住所 福島県伊達郡桑折町大字上郡字弁慶 2 0 番地の 1

名称 株式会社 桑折運送

代表者 代表取締役社長 伊達崎 太郎

届出日について

①契約が立候補届出前の場合・・・令和8年9月15日

②契約が立候補届出後の場合・・・契約締結日に直ちに提出

第1号様式（第2条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和8年9月15日

桑折町選挙管理委員会委員長 様

令和8年9月20日執行 桑折町議会議員補欠選挙

候補者 桑折 太郎 ㊟

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和8年9月10日	福島県伊達郡桑折町大字上郡字弁慶20番地の1 株式会社桑折運送 代表取締役社長 伊達崎 太郎	R8.9.15 ～ 8.9.19	〇〇〇〇円	
年 月 日		～	円	

2 1に掲げる契約以外の場合(前記1の場合は記載不要)

	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	年 月 日		～	円	
	年 月 日		～	円	
	年 月 日		～	円	
運転手の雇用	年 月 日		～	円	
	年 月 日		～	円	
	年 月 日		～	円	
燃料代	年 月 日		～	円	
	年 月 日		～	円	
	年 月 日		～	円	

備考 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 2の「契約内容」の欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入 期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません）。

第10号様式（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

令和8年9月21日

契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付

令和8年9月20日執行 桑折町議会議員補欠選挙

候補者 桑折 太郎 ㊟

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

記

運 送 等 契 約 区 分 （該当する番号に○印をしてください。）	1	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	2	上記1に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運 送 等 年 月 日	運 送 等 金 額	備 考	
トヨタ ステーションワゴン 福島330 あ ・ 7 1 0	令和8年9月15日	△△△△円	※実際に使用した日ごとに （1日あたりの金額が同じであつても）記載すること。	
	令和8年9月16日	△△△△円		
	令和8年9月17日	△△△△円		
	令和8年9月18日	△△△△円		
	令和8年9月19日	△△△△円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が桑折町に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、桑折町に支払いを請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、桑折町に支払いを請求することはできません。

令和8年 10月 1日

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

桑折町長 様

住所 福島県伊達郡桑折町大字上郡字弁慶20番地の1

氏名又は名称 株式会社 桑折運送 ㊤

法人の場合はその代表者の氏名 代表取締役社長
伊達崎 太郎 ㊤

桑折町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払いを請求します。

記

- 1 請求金額 〇〇〇〇 円
2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
3 選挙名 令和8年9月20日執行 桑折町議会議員補欠選挙
4 候補者の氏名 桑折 太郎
5 金融機関名、口座名、口座番号等

金融機関名	桑折銀行	本・支店名	桑折支店
金融機関コード	12345	支店コード	678
預金種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	かぶしきがいしゃ こおりうんそう		
口座名	株式会社 桑折運送		

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代を請求するときは、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに、提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、桑折町に支払いを請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

(別紙)その1

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 桑折 太郎

使用年月日	運送金額(A)	基準限度額(B)	請求金額	備考
令和8年 9月15日	△△△△円	64,500円	△△△△円	
令和8年 9月16日	△△△△円	64,500円	△△△△円	
令和8年 9月17日	△△△△円	64,500円	△△△△円	
令和8年 9月18日	△△△△円	64,500円	△△△△円	
令和8年 9月19日	△△△△円	64,500円	△△△△円	
計			〇〇〇〇円	

備考 「請求金額」欄には、(A)と(B)とを比較して、少ない方の額を記載してください。

選挙運動用自動車の使用

（自動車の借入れ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約による自動車の借入れ）

選挙運動用自動車賃貸借契約書

桑折町議会議員補欠選挙候補者**桑折 太郎**（以下「甲」という。）と**株式会社桑折レンタカー**（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。

（使用目的）

第1条 甲は、桑折町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき、選挙運動のための自動車として使用する。

（使用車種及び登録番号）

第2条 選挙運動用自動車の車種及び登録番号は次のとおりとする。

(1) 車 種 **トヨタ ステーションワゴン**

(2) 登録番号 **福島330 あ ・ 710**

契約期間は最大で選挙運動期間（立候補届出日から選挙期日の前日）となります。*最短1日での契約も可

（賃貸借期間）

第3条 選挙運動用自動車の賃貸借期間は、令和8年9月15日から令和8年9月19日までとする。ただし、投票を行わないこととなった時は、その事由を生じた日までとする。

（賃貸借料）

第4条 選挙運動用自動車の賃貸借料は、金〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額□□□円）とする。

（内訳1日につき△△△△円（うち消費税及び地方消費税の額◇◇◇◇円）×5日間）

（使用上の義務等）

第5条 甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

（請求及び支払）

第6条 本契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙第93条の規程により桑折町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、桑折町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき桑折町に請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が桑折町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により桑折町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

（その他）

第7条 本契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 8 年 9 月 1 0 日

※契約は告示日前でも可能

甲 桑折町議会議員補欠選挙候補者

住所 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下 2 2 番地の 7

氏名 桑折 太郎

※戸籍名。通称名不可。

乙 住所 福島県伊達郡桑折町大字上郡字弁慶 3 0 番地の 1

名称 株式会社桑折レンタカー

代表者 代表取締役社長 伊達崎 花子

第1号様式（第2条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和8年9月15日

桑折町選挙管理委員会委員長 様

令和8年9月20日執行 桑折町議会議員補欠選挙

候補者 桑折 太郎 ㊟

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日		～	円	
年 月 日		～	円	

2 1に掲げる契約以外の場合（前記1の場合は記載不要）

	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和8年9月10日	福島県伊達郡桑折町大字上郡字弁慶30番地の1 株式会社桑折レンタカー 代表取締役社長 伊達崎 花子	R8.9.15 ～ 8.9.19	〇〇〇〇円	
	年 月 日		～	円	
運転手の雇用	令和8年9月10日	福島県伊達郡桑折町大字上郡字弁慶50番地の1 運転 一郎	R8.9.15 ～ 8.9.19	〇〇〇〇円	
	年 月 日		～	円	
燃料代	令和8年9月10日	福島県伊達郡桑折町大字上郡字弁慶40番地の1 株式会社桑折燃料 代表取締役社長 燃料 一郎	R8.9.15 ～ 8.9.19	〇〇〇〇円	福島330 あ・710
	年 月 日		～	円	

備考 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 2の「契約内容」の欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません）。

第10号様式（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

令和8年9月21日

令和8年9月20日執行 桑折町議会議員補欠選挙

候補者 桑折 太郎 ㊟

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

記

運 送 等 契 約 区 分 (該当する番号に○印をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	2 上記1に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号又は 車 両 番 号	運 送 等 年 月 日	運 送 等 金 額	備 考
トヨタ ステーションワゴン 福島330 あ ・ 710	令和8年9月15日	△△△△円	※実際に使用した日ごとに (1日あたりの金額が同じであっても)記載すること。
	令和8年9月16日	△△△△円	
	令和8年9月17日	△△△△円	
	令和8年9月18日	△△△△円	
	令和8年9月19日	△△△△円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が桑折町に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、桑折町に支払いを請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、桑折町に支払いを請求することはできません。

令和8年 10月 1日

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

桑折町長 様

住所 福島県伊達郡桑折町大字上郡字弁慶30番地の1

氏名又は名称 株式会社 桑折レンタカー ㊟

法人の場合はその代表者の氏名 代表取締役社長
伊達崎 花子 ㊟

桑折町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払いを請求します。

記

- 1 請求金額 〇〇〇〇 円
2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
3 選挙名 令和8年9月20日執行 桑折町議会議員補欠選挙
4 候補者の氏名 桑折 太郎
5 金融機関名、口座名、口座番号等

金融機関名	桑折銀行	本・支店名	桑折支店
金融機関コード	12345	支店コード	678
預金種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	かぶしきがいしゃ こおりれんたかー		
口座名	株式会社 桑折レンタカー		

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代を請求するときは、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに、提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、桑折町に支払いを請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 桑折 太郎

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(A)	基準限度額(B)	請求金額	備考
令和8年 9月15日	△△△△円	16,100円	△△△△円	
令和8年 9月16日	△△△△円	16,100円	△△△△円	
令和8年 9月17日	△△△△円	16,100円	△△△△円	
令和8年 9月18日	△△△△円	16,100円	△△△△円	
令和8年 9月19日	△△△△円	16,100円	△△△△円	
計			〇〇〇〇円	

備考

- 1 「借入れ金額」欄は、借入れ期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(A)と(B)とを比較して少ない方の額を記載してください。

選挙運動用自動車の使用 (燃料代)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約による燃料代)

選挙運動用自動車燃料供給契約書

桑折町議会議員補欠選挙候補者**桑折 太郎**（以下「甲」という。）と**株式会社桑折燃料**（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約する。

契約期間は最大で選挙運動期間（立候補届出日から選挙期日の前日）となります。*最短1日での契約も可

（燃料供給期間）

第1条 選挙運動用自動車の燃料供給期間は、令和**8**年**9**月**15**日から令和**8**年**9**月**19**日までとする。ただし、投票を行わないこととなった時は、その事由を生じた日までとする。

（燃料供給場所）

第2条 選挙運動用自動車の燃料供給を受ける場所は、次のとおりとする。

所在地 **福島県伊達郡桑折町大字上郡字弁慶40番地1**

名 称 **株式会社桑折燃料**

（燃料供給を受ける自動車の車種及び登録番号）

第3条 燃料供給を受ける自動車の車種及び登録番号は次のとおりとする。

(1) 車 種 **トヨタ ステーションワゴン**

(2) 登録番号 **福島330 あ ・ 710**

（契約金額）

第4条 選挙運動のために使用する自動車の燃料供給に係る契約金額は、金**〇〇〇〇**円（うち消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（単価1リットルあたり**△△△**円（うち消費税及び地方消費税を含む。）とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。）

（請求及び支払）

第5条 本契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙第93条の規程により桑折町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、桑折町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき桑折町に請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が桑折町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により桑折町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

（その他）

第6条 本契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 8 年 9 月 1 0 日

※契約は告示日前でも可能

甲 桑折町議会議員補欠選挙候補者

住所 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下 2 2 番地の 7

氏名 桑折 太郎

※戸籍名。通称名不可。

乙 住所 福島県伊達郡桑折町大字上郡字弁慶 4 0 番地の 1

名称 株式会社桑折燃料

代表者 代表取締役社長 燃料 一郎

選挙運動期間中のすべての給油量、金額が確定してから提出
もしくは 給油すると、直ちに提出

第4号様式（第3条関係）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和8年9月20日

桑折町選挙管理委員会委員長 様

令和8年9月20日執行 桑折町議会議員補欠選挙

候補者 桑折 太郎 ㊟

下記の選挙運動用自動車燃料代につき、桑折町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契 約 年 月 日	令和8年9月10日	
契 約 手 方	(1) 氏名又は名称	株式会社 桑折燃料
	(2) 住 所	福島県伊達郡桑折町大字上郡字弁慶40番地の1
	(3) 法人の場合はその代表者の氏名	代表取締役社長 燃料 一郎
3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	福島330 あ ・ 710	
4 確 認 申 請 金 額	〇〇〇〇 円	

区 分	購 入 金 額	左 の う ち 確 認 済 み 又 は 確 認 申 請 金 額
前回までの累積金額(A)	0 円	円
今 回 の 購 入 金 額(B)	〇〇〇〇円	円
燃 料 代 計(A)+(B)	〇〇〇〇円	円
備 考		

- 備考 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から桑折町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」の欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」の欄には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。
- 5 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合には立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

令和8年9月21日

契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付

令和8年9月20日執行 桑折町議会議員補欠選挙

候補者 桑折 太郎 ㊟

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

記

燃料供給業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名		福島県伊達郡桑折町大字上郡字弁慶40番地の1 株式会社桑折燃料 代表取締役社長 燃料 一郎		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は 車両番号	燃 料 供 給 量	燃料供給金額	備 考
令和8年 9月15日	福島330 あ・710	◇◇ℓ	〇〇〇〇円	単価 △△△円
令和8年 9月18日	福島330 あ・710	◇◇ℓ	〇〇〇〇円	単価 △△△円
年 月 日		ℓ	円	※実際に使用した 日ごとに（1日あ たりの金額が同じ であっても）記載 すること。
年 月 日		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が桑折町に支払いを請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、桑折町に支払いを請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

令和8年 10月 1日

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

桑折町長 様

住所 福島県伊達郡桑折町大字上郡字弁慶40番地の1

氏名又は名称 株式会社 桑折燃料 ㊟

法人の場合はその代表者の氏名 代表取締役社長
燃料 一郎 ㊟

桑折町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払いを請求します。

記

- 1 請求金額 〇〇〇〇 円
2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
3 選挙名 令和8年9月20日執行 桑折町議会議員補欠選挙
4 候補者の氏名 桑折 太郎
5 金融機関名、口座名、口座番号等

金融機関名	桑折銀行	本・支店名	桑折支店
金融機関コード	12345	支店コード	678
預金種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	かぶしきがいしゃ こおりねんりょう		
口座名	株式会社 桑折燃料		

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代を請求するときは、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに、提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、桑折町に支払いを請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 桑折 太郎

(2) 燃 料 代

販 売 年 月 日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販 売 金 額 (A)	基準限度額 (B)	請 求 金 額	備 考
令和8年 9月15日	福島330 あ・710	円 0 円 × = △△△×◇◇ =○○○○	/	/	
令和8年 9月18日	福島330 あ・710	△△△×◇◇ =○○○○			
計		○○○○円	38,500円	○○○○円	

備考

- 1 「基準限度額(B)」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(A)の計欄又は(B)の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(A)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

選挙運動用自動車の使用 (運転手)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約による運転手の報酬)

選挙運動用自動車運転契約書

桑折町議会議員補欠選挙候補者／桑折町議会議員補欠選挙候補者**桑折 太郎**（以下「甲」という。）と**運転 一郎**（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約する。

契約期間は最大で選挙運動期間（立候補届出日から選挙期日の前日）となります。＊最短1日での契約も可

（業務内容）

第1条 公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

（契約期間）

第2条 選挙運動のために使用する自動車の運転に係る契約期間は、令和**8**年**9**月**15**日から令和**8**年**9**月**19**日までとする。ただし、投票を行わないこととなった時は、その事由が生じた日までとする。

（車種及び登録番号）

第3条 選挙運動のために使用する自動車の車種及び登録番号は次のとおりとする。

(1) 車 種 **トヨタ ステーションワゴン**

(2) 登録番号 **福島330 あ ・ 710**

（契約金額）

第4条 選挙運動のために使用する自動車の運転に係る契約金額は、金**〇〇〇〇**円（うち消費税及び地方消費税の額**□□□**円）とする。

（内訳1日につき**△△△△**円（うち消費税及び地方消費税の額**◇◇◇**円）×**5**日間）

（請求及び支払）

第5条 本契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙第93条の規程により桑折町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、桑折町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき桑折町に請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が桑折町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により桑折町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

（その他）

第6条 本契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 8 年 9 月 1 0 日

※契約は告示日前でも可能

甲 桑折町議会議員補欠選挙候補者

住所 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下 2 2 番地の 7

氏名 桑折 太郎

※戸籍名。通称名不可。

乙 住所 福島県伊達郡桑折町大字上郡字弁慶 5 0 番地の 1

氏名 運転 一郎

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

令和8年9月21日

契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付

令和8年9月20日執行 桑折町議会議員補欠選挙

候補者 桑折 太郎 ㊟

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

記

運 転 手	氏 名	運転 一郎	
	住 所	福島県伊達郡桑折町大字上郡字弁慶 5 0 番地の 1	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考	
令和8年 9月15日	△△△△円	※実際に使用した日ごとに（1日あたりの金額が同じであっても）記載すること。	
令和8年 9月16日	△△△△円		
令和8年 9月17日	△△△△円		
令和8年 9月18日	△△△△円		
令和8年 9月19日	△△△△円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が桑折町に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、桑折町に支払いを請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、桑折町に支払いを請求することはできません。

令和8年 10月 1日

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

桑折町長 様

住所 福島県伊達郡桑折町大字上郡字弁慶50番地の1

氏名又は名称 運転 一郎 ㊟

法人の場合はその代表者の氏名 ㊟

桑折町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払いを請求します。

記

- 1 請求金額 〇〇〇〇 円
2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
3 選挙名 令和8年9月20日執行 桑折町議会議員補欠選挙
4 候補者の氏名 桑折 太郎
5 金融機関名、口座名、口座番号等

金融機関名	桑折銀行	本・支店名	桑折支店
金融機関コード	12345	支店コード	678
預金種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	うんてんいちろう		
口座名	運転 一郎		

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代を請求するときは、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに、提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、桑折町に支払いを請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 桑折 太郎

(3) 運 転 手

雇 用 年 月 日	報 酬 (A)	基 準 限 度 額 (B)	請 求 金 額	備 考
令和8年 9月15日	△△△△円	12,500円	△△△△円	
令和8年 9月16日	△△△△円	12,500円	△△△△円	
令和8年 9月17日	△△△△円	12,500円	△△△△円	
令和8年 9月18日	△△△△円	12,500円	△△△△円	
令和8年 9月19日	△△△△円	12,500円	△△△△円	
計			〇〇〇〇円	

備考 「請求金額」欄には、(A)と(B)とを比較して少ない方の額を記載してください。

選挙運動用ビラの作成

選挙運動用ビラ作成契約書

桑折町議会議員補欠選挙候補者**桑折 太郎**（以下「甲」という。）と**株式会社桑折印刷**（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。

（作成枚数）

※規格や数量を規定することも考えられる。

第1条 選挙運動用ビラの作成枚数は次のとおりとする。

作成枚数 **△△△△枚**

※議員選挙 1,600 枚

（契約金額）

第2条 選挙運動のために使用する選挙運動用ビラの作成に係る契約金額は、金**〇〇〇〇**円（うち消費税及び地方消費税の額**□□□**円）とする。

（単価**◇◇**円（うち消費税及び地方消費税の額**□□**円）×**△△△△**枚）

（請求及び支払）

第3条 本契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙第93条の規程により桑折町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、桑折町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき桑折町に請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が桑折町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により桑折町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

（その他）

第4条 本契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和**8**年**9**月**1**日

※契約は告示日前でも可能

甲 桑折町議会議員補欠選挙候補者

※戸籍名。通称名不可。

住 所 **福島県伊達郡福島県伊達郡桑折町大字谷地
字道下22番地の7**

氏 名 **桑折 太郎**

乙 住 所 **福島県伊達郡桑折町字桑島三103番地**

名 称 **株式会社桑折印刷**

代表者 **代表取締役社長 印刷 一郎**

第2号様式（第2条関係）

届出日について

①契約が立候補届出前の場合・・・令和8年9月15日

②契約が立候補届出後の場合・・・契約締結日に直ちに提出

選挙運動用ビラ作成の契約届出書

令和8年9月15日

桑折町選挙管理委員会委員長 様

令和8年9月20日執行 桑折町議会議員補欠選挙

候補者 桑折 太郎 ㊤

下記のとおり選挙運動用ビラ作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契 約 内 容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年9月1日	福島県伊達郡桑折町字桑島 三103番地 株式会社桑折印刷 代表取締役社長 印刷一郎	△△△△枚	〇〇〇〇円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考 この届出書には、契約書の写しを添付してください。

第5号様式（第3条関係）

届出日について

①納品が立候補届出前の場合・・・令和8年9月15日

②納品が立候補届出後の場合・・・納品日に直ちに提出

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和8年9月15日

桑折町選挙管理委員会委員長 様

令和8年9月20日執行 桑折町議会議員補欠選挙

候補者 桑折 太郎 ㊟

下記の選挙運動用ビラ作成枚数につき、桑折町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契 約 年 月 日	令和8年9月1日
2 契約の相手方	(1) 氏名又は名称 株式会社 桑折印刷
	(2) 住 所 福島県伊達郡桑折町字桑島三103番地
	(3) 法人の場合はその代表者の氏名 代表取締役社長 印刷 一郎
3 確 認 申 請 枚 数	△△△△ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (A)	0 枚	枚
今 回 の 枚 数 (B)	△△△△枚	枚
枚 数 計 (A) + (B)	△△△△枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに、別々に候補者から桑折町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」の欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

第 13 号様式（第 5 条関係）

選 挙 運 動 用 ビ ラ 作 成 証 明 書

令和 8 年 9 月 2 1 日

契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付

令和 8 年 9 月 2 0 日執行 桑折町議会議員補欠選挙

候補者 桑折 太郎 ㊟

下記のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

記

ビラ作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あつてはその代表者の氏名	氏 名 又 は 名 称	株式会社桑折印刷
	住 所	福島県伊達郡桑折町字桑島三 1 0 3 番地
	法人の代表 者 の 氏 名	代表取締役社長 印刷 一郎
作 成 枚 数	△△△△枚	
作 成 金 額	〇〇〇〇円	
備 考		

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が桑折町に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、桑折町に支払いを請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数
 - 桑折町議会議員選挙の場合 1,600 枚
 - 桑折町長選挙の場合 5,000 枚
 - 限度額
$$8円38銭（単価） \times (1) の枚数 = 限度額$$

令和8年 10月 1日

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

桑折町長 様

住所 福島県伊達郡桑折町字桑島三103番地
氏名又は名称 株式会社 桑折印刷 ㊞
法人の場合はそ 代表取締役社長
の代表者の氏名 印刷 一郎 ㊞

桑折町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定により、下記の金額の支払いを請求します。

記

- 1 請求金額 〇〇〇〇 円
2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
3 選挙名 令和8年9月20日執行 桑折町議会議員補欠選挙
4 候補者の氏名 桑折 太郎
5 金融機関名、口座名、口座番号等

金融機関名	桑折銀行	本・支店名	桑折支店
金融機関コード	12345	支店コード	678
預金種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	かぶしきがいしゃ こおりいんさつ		
口座名	株式会社 桑折印刷		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、桑折町に支払いを請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類以上の場合には各1枚）を添付してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書

候補者氏名 桑折 太郎

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単価 (A)	枚数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
◇◇円	△△△△枚	〇〇〇〇円	円 8.38	枚 1,600	円 13,408	◇◇円	△△△△枚	〇〇〇〇円	

備考

- 1 「枚数(E)」の欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 「単価(G)」の欄には、(A)と(D)とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 「枚数(H)」の欄には、(B)と(E)とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

選挙運動用ポスターの作成

選挙運動用ポスター作成契約書

桑折町議会議員補欠選挙候補者**桑折 太郎**（以下「甲」という。）と**株式会社桑折印刷**（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。

（作成枚数）

※規格や数量を規定することも考えられる。

第2条 選挙運動用ポスターの作成枚数は次のとおりとする。

作成枚数 **△△**枚

（契約金額）

第2条 選挙運動のために使用する選挙運動用ポスターの作成に係る契約金額は、金**〇〇〇〇**円（うち消費税及び地方消費税の額**□□□**円）とする。

（単価**◇◇◇**円（うち消費税及び地方消費税の額**□□**円）×**△△**枚）

（請求及び支払）

第3条 本契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙第93条の規程により桑折町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、桑折町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき桑折町に請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が桑折町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により桑折町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

（その他）

第4条 本契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和**8**年**9**月**1**日

※契約は告示日前でも可能

甲 桑折町議会議員補欠選挙候補者

住 所 **福島県伊達郡福島県伊達郡桑折町大字谷地
字道下22番地の7**

氏 名 **桑折 太郎**

※戸籍名。通称名不可。

乙 住 所 **福島県伊達郡桑折町字桑島三103番地**

名 称 **株式会社桑折印刷**

代表者 **印刷 一郎**

第3号様式（第2条関係）

届出日について

①契約が立候補届出前の場合・・・令和8年9月15日

②契約が立候補届出後の場合・・・契約締結日に直ちに提出

選挙運動用ポスター作成の契約届出書

令和8年9月15日

桑折町選挙管理委員会委員長 様

令和8年9月20日執行 桑折町議会議員補欠選挙

候補者 桑折 太郎 ㊟

下記のとおり選挙運動用ポスター作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契 約 内 容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年9月1日	福島県伊達郡桑折町字桑島 三103番地 株式会社桑折印刷 代表取締役社長 印刷一郎	△△枚	〇〇〇〇円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考 この届出書には、契約書の写しを添付してください。

届出日について

①納品が立候補届出前の場合・・・令和8年9月15日

②納品が立候補届出後の場合・・・納品日に直ちに提出

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和8年9月 日

桑折町選挙管理委員会委員長 様

令和8年9月20日執行桑折町議会議員補欠選挙

候補者 桑折 太郎 ㊟

下記の選挙運動用ポスター作成枚数につき、桑折町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契 約 年 月 日	年 月 日
2 契 約 相 手 方	(1) 氏名又は名称 令和8年9月1日
	(2) 住 所 福島県伊達郡桑折町字桑島三103番地
	(3) 法人の場合はその代表者の氏名 代表取締役社長 印刷一郎
3 確 認 申 請 枚 数	△△ 枚

区 分	作 成 枚 数	左 の う ち 確 認 済 又 は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積枚数(A)	0 枚	枚
今 回 の 枚 数 (B)	△△枚	枚
枚 数 計(A) + (B)	△△枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに、別々に候補者から桑折町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」の欄には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

選挙運動用ポスター作成証明書

令和8年9月21日

契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付

令和8年9月20日執行 桑折町議会議員補欠選挙

候補者 桑折 太郎 ㊟

下記のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名又は名称	株式会社桑折印刷
	住所	福島県伊達郡桑折町字桑島三103番地
	法人の代表者の氏名	代表取締役社長 印刷 一郎
作成枚数	△△枚	
作成金額	〇〇〇〇円	
当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数	33	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が桑折町に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、桑折町に支払いを請求することができません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数

(2) 限度額

$$\frac{316,250円 + 586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \quad \cdots 1円未満の端数は切り上げ$$

単価 × (1) の枚数 = 限度額

令和8年 10月 1日

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

桑折町長 様

住所 福島県伊達郡桑折町字桑島三103番地
氏名又は名称 株式会社 桑折印刷 ㊟
法人の場合はその代表者の氏名 代表取締役社長 印刷一郎 ㊟

桑折町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定により、下記の金額の支払いを請求します。

記

- 1 請求金額 〇〇〇〇 円
2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
3 選挙名 令和8年9月20日執行 桑折町議会議員補欠選挙
4 候補者の氏名 桑折 太郎
5 金融機関名、口座名、口座番号等

金融機関名	桑折銀行	本・支店名	桑折支店
金融機関コード	12345	支店コード	678
預金種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	かぶしきがいしゃ こおりいんさつ		
口座名	株式会社 桑折印刷		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
2 候補者が供託物を没収された場合には、桑折町に支払いを請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

候補者氏名 桑折 太郎

選挙区(選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
33	◇◇◇円	△△枚	〇〇〇〇円	10,171円	33枚	335,643円	◇◇円	△△枚	〇〇〇〇円	

備考

- 「選挙区(選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 「単価(D)」の欄には、次により算出した額を記載してください。
$$\frac{316,250\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$
 …1円未満の端数は切り上げ
- 「枚数(E)」の欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 「単価(G)」の欄には、(A)と(D)とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 「枚数(H)」の欄には、(B)と(E)とを比較して少ない方の枚数を記載してください。